

平成30年度 体験型観光プラン造成・運営、都市アイデンティティ発信業務委託 企画提案募集要項

1. 委託業務の概要

- (1) 業務名 平成30年度 体験型観光プラン造成・運営、都市アイデンティティ発信業務委託
- (2) 業務目的 別添仕様書記載のとおり
- (3) 業務内容 別添仕様書記載のとおり
- (4) 履行場所 千葉市が指定する場所
- (5) 委託期間 契約締結の日から平成31年3月31日（日）まで
- (6) 予定価格 上限額 9,500,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- (7) 業務担当課 千葉市経済農政局経済部観光プロモーション課
住所：〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号
電話：043-245-5066 FAX：043-245-5669
E-mail：promotion.EAE@city.chiba.lg.jp

2. 参加資格要件

本業務の企画提案を行う者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しない者であること。
 - (ア) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
 - (イ) 本業務委託の契約締結に係る見積日前6か月以内に不渡り手形又は不渡り小切手を出した者
 - (ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続の開始申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていない者
 - (エ) 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていない者
 - (オ) 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を参加申込期限の日から見積日までの間に受けている者
 - (カ) 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
 - (キ) 千葉市暴力団排除条例（平成24年第36号）第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者
 - (ク) 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金含む）を完納していない者
 - (ケ) 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていない者
- (2) 平成28・29年度の千葉市入札参加資格者名簿に登録されている者であり、かつ平成30年度に有効な名簿に登録される予定である者。
- (3) 本業務と類似の業務履行実績（イベント、各種観光事業等の企画・運営及びこれらの雑誌・チラシ、WEBサイトなどによる広報等）を有すること。

3. 参加に関する手続き

(1) スケジュール

内容		日程（全て平成 30 年）
①	公募募集要項の公表	3月22日（木）
②	業務内容等説明会	3月26日（月）
③	質問書受付締切	3月28日（水）
④	質問書への回答	3月30日（金）
⑤	参加申込受付締切	4月3日（火）
⑥	参加資格確認及びヒアリング開催通知の送付	4月4日（水）
⑦	企画提案書受付締切	4月6日（金）
⑧	企画提案審査会	4月9日（月）から13日（金）のうち いずれか一日を予定
⑨	審査結果通知	4月17日（月）を予定

(2) 参加申込

企画提案に参加を希望する者は、下記のとおり必要書類を提出すること。

(ア) 提出期限

平成 30 年 4 月 3 日（火）17 時必着※厳守

(イ) 提出方法

持参とする。郵送、FAX、電子メールでの提出および提出期限を過ぎて提出された場合は一切受け付けない。

(ウ) 提出先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1 番 1 号

千葉市経済農政局経済部観光プロモーション課（千葉市役所 2 階）

(エ) 提出書類

①	参加申込書	様式第 1 号
②	誓約書	様式第 2 号
③	会社概要	様式自由
④	過去の類似業務の実績を表すもの（契約書の写し、仕様書等）	様式自由

(オ) 提出部数

1 部

(カ) 参加資格確認及び面接通知の送付

上記により提出を受けた書類に基づき参加資格の確認を行い、平成 30 年 4 月 4 日（水）以降にその結果を電子メールにより通知する。

(3) 業務内容等説明会

(ア) 開催日時

平成 30 年 3 月 26 日（月）16 時～17 時

※説明会への参加は参加申込書提出の条件ではない。

(イ) 開催場所

千葉中央コミュニティセンター84 会議室 千葉市中央区千葉港 2 番 1 号

(4) 内容に関する質問

本募集要項及び企画提案仕様書の内容について不明な点が生じた場合は、下記により質問すること。

(ア) 提出期限

平成 30 年 3 月 28 日（水）17 時必着※厳守

(イ) 提出方法

電子メールによる。持参、郵送、FAX、電話、口頭での質問および受付期間を過ぎて提出された質問は一切受け付けない。電子メールの件名は「プロポーザル募集質問書」とする。

(ウ) 提出先

千葉県経済農政局経済部観光プロモーション課 (promotion.EAE@city.chiba.lg.jp)

(エ) 提出書類

質問書（様式第 3 号）

(オ) 質問に対する回答

質問および回答については、平成 30 年 3 月 30 日（金）17 時までに市ホームページに公開する。

なお、質問の回答内容については、本募集要項の追加または修正とみなす。

(5) 企画提案書の提出

参加資格確認及びヒアリングの通知を受けた者は、以下により企画提案書を提出すること。

(ア) 提出期限

平成 30 年 4 月 6 日（金）17 時必着※厳守

(イ) 提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合、提出期限までに必着のこと。また、事故等による未着について本市では責任を負わない。

(ウ) 提出先

〒260-8722 千葉県中央区千葉港 1 番 1 号

千葉県経済農政局経済部観光プロモーション課（千葉市役所 2 階）

(エ) 提出書類

①	企画提案書（書式は定めない。ただし、A4 タテ判にて作成すること）
②	上記 1 の電子データ（Microsoft Word 形式、Microsoft Excel 形式、Microsoft PowerPoint 形式または PDF 形式）
③	業務実施に係る見積書

(オ) 提出部数

正本 1 部（社名を記載し押印する）、企画提案書のみ副本として 10 部（社名等未記入）

(6) ヒアリングの実施

企画提案書の提出者を対象に、ヒアリングを実施する。

(ア) 開催日

平成 30 年 4 月 9 日（月）から 13 日（金）のうちいずれか一日を予定

(イ) ヒアリング出席者

説明のための出席者は 2 名以内とする。ただし、本委託を担当する管理技術者を必須とする。

(ウ) ヒアリング内容

企画提案書の内容について、プレゼンテーションを実施、その後、プレゼンテーション内容について質疑応答を行う。

(エ) 時間

プレゼンテーション 25 分、質疑応答 15 分の計 40 分程度を予定。ただし、応募者数により変更となる場合がある。

(オ) 留意事項

- ① ヒアリングの際には、参加者を特定することができるような表現をしないこと。
- ② ヒアリングに参加しない場合は、審査の対象としない。
- ③ ヒアリングの詳細については、ヒアリング開催通知で改めて案内する。

(7) 提案の無効に関する事項（不適格事項）

次のいずれかの事項に該当した場合は、提案を無効または失格とする。

(ア) 提出期限を過ぎて参加申込、企画提案書等が提出された場合

(イ) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(ウ) 提出書類に重大な誤脱があった場合

(エ) 見積額が 1(6)に記載する額を超過した場合

(オ) 会社更生法の更生手続開始、民事再生法の再生開始等の申し立てをする等、契約を履行することが困難であると認められる状態になった場合

(カ) 審査の公平を害する行為があった場合

(キ) その他、企画提案にあたり、著しく審議に反する行為があった場合

4. 企画提案審査

(1) 審査方法

選考は、別途要綱に基づき設置している平成30年度 体験型観光プラン造成・運営、都市アイデンティティ発信業務委託審査会（以下「審査会」という。）が、企画提案書及びヒアリングにより、下記（2）の審査基準に基づいて選定する。

(2) 審査基準

選定に係る評価項目等は次のとおりとする。

	評価項目	採点の主な観点	配点
1 目的理解			
1	目的理解	本業務の目的を理解した提案内容であるか。	5
2 業務内容に関すること			
(1)	体験型観光プランの造成・運営	① その土地ならではの風土や文化、最新トピックスを交えた体験型観光プランを造成することができるか。	15
		② 主催者と連携し、適切なプラン運営・申込状況の管理・集計ができるか。	10
(2)	千葉市都市アイデンティティに関する情	千葉市の都市アイデンティティの認知度向上および興味関心を高め、来訪者の増加につながる情報発信が	10

	報発信	できるか。	
(3)	1(1)および 1(2)に関するプロモーション活動	① 本業務の目的・コンセプトに合った伝える工夫がなされているデザインであり、文章表現などクオリティの技術が優れた冊子を作成することができるか。	10
		② プランへの申込を円滑に行うことができる WEB ページを作成することができるか。また、申込状況を管理・集計するツールを作成することができるか。	10
		③ 市外・県外を中心とした地域から集客を行うためのプロモーション活動を行うことができるか。	15
(4)	業務の検証・実績報告	業務の実施結果やアンケート結果を基に、費用対効果や課題点・反省点などを適切に集計・分析することができるか。	15
3 実施体制に関すること			
(1)	実施体制・スケジュール	組織、技術人員などの業務実施体制が十分に整っており、実施手順・業務量の把握が適切で、具体的かつ実現性のある内容となっているか。	5
(2)	セキュリティ	体験型観光プランの運営にあたり、申込者の個人情報を保護する情報セキュリティ対策を講じるための体制が整っているか。	5
合 計			100

- ・ 参加申込者が1者のみの場合も、審査を実施する。
- ・ 委員全員の合計点が6割以上に達した者を選定の対象とする。参加申込者が1者のみの場合は、委員全員の合計点が6割以上に達した場合に選定の対象とする。
- ・ 委員全員の合計点が最も高い提案を最優秀提案とする。
- ・ 審査の結果、合計総評価点が同点になった場合は、審査委員の合議により選定を決定する。

(3) 審査・選定結果通知

審査・選定結果は、決定後速やかにすべての参加者に通知する。なお、審査結果に関する意義の申し立ては受け付けない。

5. 契約

- (1) 選考により最優秀提案と決定した提案を提出した者を委託先候補とし、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意した後に、業務委託契約を締結する。なお、協議の結果、企画案の一部を変更する場合がある。
- (2) 前項の交渉が不成立の場合には、千葉市は順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。

6. その他

- (1) 書類等に作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出書類の作成に係る費用は、全て参加者の負担とする。なお、提出された書類は返却しない。
- (3) 採択された企画提案書の著作権は千葉市に帰属するものとする。
- (4) 企画提案書や選考結果（不採用となった参加者の名称、審査結果を含む）は、第三者から公文書開示請求があった場合、原則として開示の対象とする。ただし、本企画提案選考期間は、千葉市情報公開条例（平成 12 年条例第 52 号）第 7 条の規定に基づき、開示の対象としない。
- (5) 本企画提案に関連し、知り得た情報については、本市の承諾を得ることなく、第三者に漏らしてはならない。
- (6) 本市は、提出書類及びその内容を本業務以外に無断で使用しない。
- (7) 企画提案書の提出後、本市の判断によりヒアリングによる内容の確認、補足資料の提出を求められることがある。
- (8) 企画提案書の記述が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うこととする。
- (9) 本企画提案に関して、追加すべき情報があった場合には、本市ホームページに記載するものとする。

7. 問い合わせ先

千葉市経済農政局経済部観光プロモーション課
〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1 番 1 号
TEL：043-245-5066
FAX：045-245-5669
E-Mail：promotion.EAE@city.chiba.lg.jp

以 上